

[健 康] 課 行 政 經 営 計 画 書 (総 括 表)

■事務事業の総括

[illegible]

令和5年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康課	予算科目 款-項-目（事業）	4 - 1 - 1 （3）
事業名	健康づくり推進事業		

■基礎情報

目的	健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標として、すべての町民がよりよい生活習慣を実践することにより、生涯を通じて健康で希望をもって前向きに暮らせるまちの実現を図る。		
事務内容	・ 自主グループ活動支援（ポールウォーキング） ・ 健康マイレージ ・ 健康講座	・ 健康おおぐち 2 1 第二次計画評価 ・ 健康実態調査 ・ 健康づくり推進協議会	
現在における経過又は課題	○健康おおぐち 21 第二次計画は平成 26 年から令和 5 年までの 10 年計画の中で、「生活習慣の見直し」「生活習慣病の発症予防と重症化予防」「元気を支えるまちづくり」を基本目標として取り組んでいる。新型コロナウイルス感染症の影響により気軽に外出できない、人と会えない等、生活スタイルの変化による新たな健康課題についても把握し感染対策に配慮しながら疾病予防や健康づくりに取り組んでいく必要がある。 乳幼児健診や健康推進員の研修会及び地区活動、広報誌等にて健康づくり情報の啓発をおこなっている。地域自治組織や団体等と連携しながら効果的に情報を発信していく。 ○コロナ禍による不活発な生活習慣を見直し、住民自らが健康づくりに取り組むための啓発が必要。 ○健康づくりへの動機づけ及び健康な生活習慣の定着を促すため、平成 28 年度から実施している健康マイレージ事業は令和 2 年度から愛知県の健康アプリを導入して実施している。アプリの新規機能を有効活用しつつ新たな利用者を増やす啓発とともに、継続利用を促すための工夫をする必要がある。 ○ポールウォーキング等の自主活動について、自主的に継続参加できている参加者が多い。60 歳代は介護予防や健康づくりに興味を持ち始める一方で定年退職を迎えたことにより社会的役割や人間関係を喪失し孤立しやすい時期であるため、65 歳を対象とした健康づくりセミナーを地域協働課及びまちねっと大口と協働で企画し開催した。 ○健康推進員事業は今年度から長寿ふくし課へ移管。健康づくりについては 2 課で地区分担を行う。		

令和5年度の 目標又は 改善策	○健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指して、地域・団体・職域との連携及び、広報誌・ホームページ・あんしん安全メール・SNSの活用により健康情報の周知啓発を継続して行う。健康おおぐち21 第二次計画の10年間の取り組みの評価及び第三次計画策定のため、アンケートによる健康実態調査を行う。 ○健康推進員の研修会と並行して、健康づくり、生活習慣改善のきっかけのための健康講座（運動・食生活・休養・お口の健康など）を開催する。また、健康まつりの機会をとらえ、若い世代への運動のきっかけづくりの講座を実施する。 ○健康づくりの応援ツールとして、健康マイレージのアプリ「あいち健康プラス」を継続利用し、新たな利用者の増加及び継続利用を促すため、周知啓発とともに県で更新される機能を活用していく。 ○65歳を対象とした健康づくりセミナーを実施し、健康づくり、仲間づくりの場を提供することで継続して健康づくりに取り組む住民を増やす。 ○第12期1年目となる健康推進員事業は長寿ふくし課へ移管したが、研修会及び地区活動は2課で協力して実施する。
-----------------------	--

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第2章	健康で安心な暮らし			
		基本政策	第1節	健康			
成果 指標	「健康である」「まあまあ健康である」と感じている人の割合						
H24 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値	R7 目標値
82.8% 「健康や生活習慣 に関するアンケ ート調査」より	アンケー ト未実施	アンケー ト未実施	アンケー ト未実施	アンケー ト未実施	81.7% 「健康や生活習慣 に関するアンケ ート調査」より	—	88.0%

■ 3 年間の目標

目 標	○自分の健康に関心を持ち健康づくりに取組む町民を増やす。 ○要介護とならない高齢者を増やす。 ○地域や職域との連携により、周知啓発のネットワークを作る。				
項 目（単位）	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 目標	R7 目標
2 万人 体力測定の実施者数の増加（人）	未実施 (コロナにより)	未実施 (コロナにより)	未実施 (コロナにより)	1,000	1,000
歩行又は同等の身体活動を 1 日 1 時間以上している人の割合の増加 (%)	40~74 歳 45.7	40~74 歳 49.7	40~74 歳 48.4	増加	増加
健康マイレージ 「まいか」の発行数の増加	140	紙 59 アプリ 26	紙 86 アプリ 35	増加	増加
健康教育の実施・参加者数の増加（回・人）	8 回 参加者数 229 人	16 回 参加者数 214 人	19 回 参加者数 557 人	増加	増加
要介護認定（要介護度 1~5）を受けていない者の割合の増加（65 歳以上）（%）	86.9	87.0	86.3	増加	増加
いきいきカード（65 歳以上トレセン・温水プール利用助成）発行数の割合の増加（%）	4.7 (258 人)	5.3 (293 人)	6.3 (354 人)	9.5	9.5
65 歳以上のトレーニングセンター利用者延数（人）	6,731 (R3.7~R4.2月)	8,812 (R4.7~R5.2月)	9,077 (R5.7~R6.2月)	増加	増加
65 歳以上の温水プール利用者延数（人）	1,909 (R3.6~R4.2月)	2,413 (R4.7~R5.2月)	2,398 (R5.7~R6.2月)	増加	増加

■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	健康おおぐち 21 第三次計画策定
R7 年度	健康おおぐち 21 第三次計画

■ 作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
6	健康づくり推進協議会（令和 4 年度事業報告、令和 5 年度事業計画）
通年	健康おおぐち 21 第二次計画評価 健康実態調査 健康推進員事業 ・地区活動（4 月～令和 6 年 3 月） ・研修会（4 月～令和 6 年 3 月）
通年	体力測定（4 月～令和 6 年 3 月） ・いきいき 100 歳体操参加者の体力測定 ポールウォーキング（4 月～令和 6 年 3 月） 健康マイレージ（4 月～令和 6 年 3 月） ・健康マイレージ周知・実施
通年	健康情報の発信（普及月間に合わせて実施）
通年	・生活習慣病発症予防と重症化予防の普及啓発

■目標又は改善策に対する取組内容

- 健康おおぐち 21 第二次計画の最終評価及び次期計画策定のため、10 月に健康実態調査を実施した。回答方法は従来の紙媒体に加え電子回答の 2 通りとし実態調査結果をまとめた。
- 生活習慣改善のための健康づくり講座はコロナ禍で対面開催を控えていたが、8 月から 12 月にかけて、運動、食生活、お口の健康、休養（睡眠）、体組成測定の内容で参加しやすいように 5 回コースではなく単発での参加も可として月 1 回の頻度で対面開催した。
- 健康マイレージ事業は健康課所管事業のほか、母子保健事業や健康推進員地区活動とタイアップして幅広い世代への周知を行い実施した。
- 65 歳を対象とした健康づくりセミナーの続編として人生 100 年時代を充実したセカンドライフを送るための生きがいや健康、地域の居場所づくりへの継続したきっかけづくりの講座をまちなっと大口と開催した。
- 健康推進員事業のうち地区活動は、長寿ふくし課と健康課で地区分担を行い、地区活動支援と地域での健康教育を行った。

■評価

- 健康実態調査は、全国的に健康問題とされる運動不足や食習慣、こころの健康課題など、大口町の現状としても健康課題を裏付ける結果となった。実態調査の結果を踏まえて次期計画を策定していく。
- 健康づくり講座は、参加者が定員を超える回もあり、生活習慣改善教室のニーズが高いことがうかがえた。特に運動、食生活、睡眠の講座はメディア等で健康情報があふれている中、自分に合った健康づくりを模索する参加者が多かった。各回を単発にしたことで参加者の入れ替わりがあり、より多くの方に健康づくりの機会が提供できた。健康教室は、自ら生活習慣改善を行う機会だけでなく、地域参加の機会としても有効であり、教室後の自主グループ等への参加につなげていけるように実施していく必要がある。
- 健康マイレージ事業は、健康推進員地区活動とタイアップしたことで、地域の子どもから高齢者まで幅広い年代への周知ができ家族で取り組んでもらうこともできた。アプリの利用者は働く世代が多く、スマホ利用世代への健康づくりのツールとして利用しながら、さらに啓発が必要である。
- 65 歳を対象とした健康づくりセミナーは、自分の健康から地域参加や地域づくりへと目を向けてもらう機会にもなっており、節目の年齢を取り上げて生活習慣や健康づくりに目を向けてもらう機会として有効であった。今後は、健康推進員や地域自治組織など、地域の組織や活動とタイアップしながら実施していく必要がある。
- 健康推進員活動は、地域の健康格差や生活習慣改善を身近な地域で周知啓発する機会となっている。地区の健康課題から健康推進員とテーマを企画し、一緒に作り上げる過程は地域づくりそのものであり貴重な機会であることから、今後も継続していく必要がある。

令和5年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康課	予算科目 款-項-目（事業）	4 - 1 - 1 （4）
事業名	地域保健（医療）対策事業		

■基礎情報

目的	休日（日曜日・祝日）に診察を行う在宅当番医制による第一次救急医療、休日や夜間等における重症救急患者の診察を行う病院群輪番制による第二次救急医療及び休日の傷病の初期や急性期の症状に対する小児の救急医療などの救急医療体制を整備する。	
事務内容	・在宅当番医制による第一次救急医療体制の整備（補助金交付、当番医の周知等） ・病院群輪番制による第二次救急医療体制の整備（補助金交付、第2次救急医療機関の診療体制の取りまとめと関係機関への情報提供等）	・わかりやすい医療情報の提供 ・尾北医師会と管内市町（救急については岩倉市も含む）の調整事務 ・骨髄提供者及びその提供者が勤務する事業所への補助

現在における経過又は課題	平成２７年度、江南厚生病院が第三次救急医療機関となり、本町を含めた尾張北部医療圏は、第一次、第二次、第三次の救急医療体制が整い、さらに第二次、第三次においては、医療機関が２４時間３６５日体制をとるなど、救急医療体制が充実している。また、平成３０年７月より、本町が尾北医師会と管内市町（救急については、岩倉市を含む）との窓口業務を担うことになった。 <現在における経過> ・三市二町救急医療対策運営協議会、救急医療対策委員会の開催【令和２～４年度は、運営協議会１１月、対策委員会１月、いずれも書面による開催】 →救急医療対策事業の進め方（覚書の締結等）や、補助金額の決定など。 ・第二次救急医療機関が救急体制をとる日時の診療科目の取りまとめと、関係機関への周知連絡。【毎月】 ・県や保健所の指導の下、第二次救急医療機関との話し合いを持ちながら、第二次救急医療の病院群輪番制の在り方の見直しをした。【令和２年度施行】 ・令和２年２月頃からの新型コロナウイルス感染症の流行により、第二次救急医療機関のひっ迫が問題視されたことを受け、愛知県が立ち上げた新型コロナウイルス感染症対策民間病院経営維持資金貸付事業により、本町の第二次救急医療機関である医療法人医仁会さくら総合病院に２億５，０００万円の貸付を行った。（愛知県も同額の貸付を行った。）【令和２年１０月】→令和５年１０月より返還開始。 ・広報おおぐちの特集で、かかりつけ医や薬に関する知識の啓発等を行った。【令和２年度】 ・こどもの救急医療の周知啓発として、例年作成している休日診療当直医療機関当番表の誌面でこども救急診療室や小児救急電話相談等の紹介をした。【令和２年度～】 ・コロナ禍において地域医療を支えながらワクチン接種事業にも尽力された救急医療を担う病院を始め、診療所、薬局等に対して、新型コロナウイルス感染症対策協力金を支給した。【令和４年７月】 ・丹羽郡で実施している在宅当番医制による休日診療に対する補助金について、積算の一部である看護師の時間単価について見直しを行った。【令和４年度】 <課題> ・第二次救急医療対策費補助金について、平成１７年度に愛知県から市町村へ事業が移行されてから補助金額の算出方法について一度も見直しが行われていないことから、見直しを行う必要がある。 ・緊急性の少ない軽症患者が、重症患者のための第二次救急医療機関を受診するケースが多くみられること、また、救急搬送の中で高齢者の割合が高く、今後も高齢者の利用が増加する可能性があり、救急搬送利用のさらなる増加が懸念される。
令和５年度の目標又は改善策	・第二次救急医療対策費補助金については、尾張北部第二次救急医療圏の市町（犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町）で、県内他市町の給付状況や、国や県から救急医療機関へ行われている補助事業や診療報酬の状況を調査し、協議を行う。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし			
		基本政策	第 1 節	健康			
成果 指標	かかりつけ医をもっている市民の割合						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値	R7 目標値
64.4%	63.7%	68.0%	－	－	55.9% (R5 健康実態調査 16 歳～64 歳より)	－	72.0%

■3年間の目標

目 標						
項 目（単位）		R2 実績	R3 目標	R4 目標	R5 目標	R6 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	救急の適正利用とかかりつけ医をもつことの啓発。
R7 年度	救急の適正利用とかかりつけ医をもつことの啓発。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	尾北医師会、岩倉市医師会と管内市町及び岩倉市の救急医療に関する覚書等締結
5	尾北医師会へ尾北看護専門学校運営費補助金交付手続き 前年度支払い済み補助金の精算事務 令和6年度以降の第二次救急医療対策費補助金の算出方法の見直しについて、行政間で最終案をまとめる。
11	第二次救急医療機関、尾北医師会（小児救急医療）への補助金交付手続き 尾北歯科医師会保健事業補助金交付手続き 医療法人医仁会さくら総合病院からの新型コロナウイルス感染症対策民間病院経営維持資金貸付金の返還開始（令和12年10月まで毎月）
1	三市二町救急医療対策運営協議会、救急医療対策委員会の開催 （第二次救急医療対策費補助金の見直し案を諮る）
3	尾北医師会への休日診療事業費補助金交付手続き 【通年】尾北医師会と管内市町（救急に関しては岩倉市も含む）との調整事務 【通年】管内市町並びに岩倉市の保健行政担当課長会議の開催（毎月・議会開催月を除く） 【通年】第二次救急医療機関が救急体制をとる日時の診療科目の取りまとめと、関係機関への周知連絡（毎月） 【通年】新型コロナウイルス感染症対策民間病院経営維持資金貸付事業の貸付先である医療法人医仁会さくら総合病院の経営状況等の把握（愛知県の同事業実施要綱による。） 【通年】骨髄提供者支援助成金交付事業申請受付（随時）

■目標又は改善策に対する取組内容

・第2次救急医療対策費補助金については、尾張北部第2次救急医療圏の市町（犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町）で、県内他市町の給付状況や、国や県から救急医療機関へ行われている補助事業や診療報酬の状況を調査し、令和6年度以降の第二次救急医療対策費補助金の算出方法の見直しについて、行政間で最終案をまとめ、三市二町救急医療対策運営協議会、救急医療対策委員会にて、二次救急医療対策費補助金の見直し案を諮り、補助金の増額が承認され、令和6年度の補助金額が決定された。 ・新型コロナウイルス感染症対策民間病院経営維持資金貸付事業の貸付先である医療法人医仁会さくら総合病院の経営状況等の把握（愛知県の同事業実施要綱による。）し、令和5年11月から、貸付金の返還が開始された。

■評価

・課題となっていた、地域医療を支える第2次救急医療機関への補助金について、新型コロナウイルス感染症による医療体制や、現状の地域医療の現状も鑑み、見直しを行うことができた。 ・今後も、ますます高齢者が増加し、緊急性の少ない軽症患者が、重症患者のための第二次救急医療機関を受診するケースが多くみられること、また、救急搬送の中で高齢者の割合が高く、今後も高齢者の利用が増加する可能性があり、救急搬送利用のさらなる増加が懸念されることから、引き続き、尾北医師会と地域の医療機関と連携し、かかりつけ医を持つこと、適正な医療のかかり方を、住民へあらゆる機会を通して周知していく必要がある。

令和5年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康課	予算科目 款-項-目（事業）	4 - 1 - 1（5）
事業名	健康文化センター管理事業		

■ 基礎情報

目的	『大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例』の規定に基づき、住民の健康と福祉の増進を図るため、指定管理者と連携して、施設を維持管理するとともに適切な管理運営を行う。
事務内容	・ 指定管理者への委託 ・ 施設の維持管理
現在における経過又は課題	○多様化する住民ニーズに対し、効果的かつ効率的に対応できるよう、平成20年度から指定管理者制度を導入している。 ○民間による施設運営のノウハウを活かした質の高いサービスの提供により、施設利用者は増加し続けていたが、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休館等の煽りを受け、令和2年度以降、利用者数は激減している。令和3年12月より、通常に近い運営方法にて再開しているが、当分の間、より一層感染症対策を講じた上での施設運営が求められる。 ○保守点検等により、修繕の必要な箇所の早期発見に努めているが、老朽化した設備や機器などの不具合により、突発的な修繕等対応を求められることもある。 ○健康文化センター周辺のスポーツ施設と併せ、多様な公共施設を一括して管理運営することで、施設の特性を活かし、効率的な事業展開ができるよう、令和3年度の指定管理者選定審議会において選定されたウィル大口スポーツクラブが令和5年度と令和6年度の指定管理者として担っていく。 ○風水害等災害の恐れがある場合、健康文化センターを自主避難所として、開設している。今後は、防災の備えとして、福祉避難所としての施設機能のあり方を検討する必要がある。

令和5年度の 目標又は 改善策	○令和元年度に施工した電気設備等改修工事を踏まえ、より一層、CO2削減や電気料金の恒久的な節減に取り組む。 ○コロナ禍の状況において、収束のめどが立つまでの当分の間、より一層感染症対策に努めるとともに、指定管理者と調整を図り、利用者の理解、協力を得ながら、可能な限り不便を強いることのないよう、適切な施設運営を行う。 ○前任の指定管理者より令和5年度ウィル大口スポーツクラブが引継ぎ、スムーズな管理運営ができるよう、町との連携、調整を図る。 ○健康文化センター周辺のスポーツ施設と併せ、多様な公共施設を一括して管理運営することで、施設の特性を活かし効率的な事業展開ができるよう、指定管理者との調整を進める。
-----------------------	---

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし			
		基本政策	第 2 節	福祉			
成果 指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	○電気料金等、光熱水費の節減 ○施設利用者数の増加					
	項 目（単位）	R4 実績	R5 実績	R6 目標	R7 目標	R8 目標
	光熱水費（電気、ガス、水道）（千円）	13,174	12,151	減少	減少	減少
	利用者数（人）（1階～5階）	49,129	73,726	増加	増加	増加

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	・次期指定管理者への指定期間開始（令和5年度～令和6年度） ・指定管理者選定審議会（令和7年度～）
R7 年度	健康文化センター周辺のスポーツ施設を一括管理運営する新たな指定管理者の指定期間開始

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
	指定管理者との連絡会議（毎月）

■目標又は改善策に対する取組内容

- 令和元年度に施工した電気設備等改修工事を踏まえ、より一層、CO2削減や電気料金の恒久的な節減に取り組んだ。
- 建物の施設運営については、健康文化センター敷地内（屋外）に設置している電気設備・高圧気中開閉器（PAS）の不動作（故障）が確認されたことから当該機器を、利用者に配慮しながら更新した。また、健康文化センター南側に位置するふれあい池を同センターの駐車場として整備工事を行った。
- 令和5年度から健康文化センターの指定管理をウィル大口スポーツクラブが引継いだため、スムーズな管理運営ができるよう、常時、詳細な調整と毎月1回の連絡会議を持ち、町との情報の共有や連携、調整を図っていった。また、健康文化センター周辺のスポーツ施設と併せ、多様な公共施設を一括して管理運営することで、施設の特性を活かし効率的な事業展開ができるよう、指定管理者との調整も少しずつ進めていった。

■評価

- 健康文化センターが開設され25年が経過したため、保守点検等により、修繕の必要な箇所の早期発見に努めているが、老朽化した設備や機器などの不具合や点検により、突発的な修繕等対応を求められることもあり、今年度と来年度にかけて、電気設備の更新工事を実施していく。必要な修繕等については、安全に施設利用できるよう、利用者に配慮し計画的な修繕計画を立てながら、指定管理者と連携し実施していく必要がある。
- 利用者数については、コロナウイルス感染症が発生する前には及ばず、また、健康づくり、体力づくりに関するニーズも変化していることから、指定管理者と共に、新たな利用者獲得と町民の健康づくりのための検討を、連絡会議の折に、引き続き行なっていく。
- 健康文化センター周辺のスポーツ施設と併せ、多様な公共施設を一括して管理運営することで、施設の特性を活かし、効率的かつ効果的な事業展開ができるよう、引き続き指定管理者と生涯学習課と一緒に話し合いを持ちながら調整を進めていく必要がある。

令和5年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康課	予算科目 款-項-目（事業）	4－1－2（3）
事業名	感染症等予防事業		

■基礎情報

目的	○予防接種法等関係法令の規定に基づき、感染症予防のために乳幼児や学童、高齢者に対して、安定的な予防接種の機会を提供し、安全で有効な予防接種を実施する。 ○病原性が高く、感染力の高い新型インフルエンザ等の流行に備えて、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命を保護するとともに健康被害を最小限にとどめる。「町民生活の安全を確保する」ことを目的に全庁的に対策を講じていく。	
事務内容	・ 感染症予防の周知・啓発 ・ 予防接種法に基づく予防接種の実施 ＜乳幼児・学童＞ＢＣＧ、Ｂ型肝炎、小児用肺炎球菌、ヒブ、四種混合、ＭＲ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、ロタ ＜成人＞キャッチアップ接種、風しん ＜高齢者＞肺炎球菌、インフルエンザ ・ 未接種者への勧奨	・ 副反応、接種スケジュール等の相談 ・ 指定外、愛知県広域予防接種の実施 ・ 高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成 ・ 成人風疹抗体検査及び接種費用助成 ・ 子宮頸がんワクチン接種費用助成 ・ 带状疱疹予防ワクチン接種費用助成 ・ 特別の理由による任意予防接種の実施 ・ 医療機関との連携、医療体制の確保 ・ 災害時に備えた保健予防の実施 ・ 新型インフルエンザ等の新興感染症への緊急時対応についての体制整備、ワクチン接種準備及び実施
現在における経過又は課題	○予防接種法に基づき、予防接種を実施している。ロタウイルスワクチンの定期接種の開始（令和２年１０月）や子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨の再開（令和４年４月）、子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種の実施（令和４年４月～令和７年３月）など刻々と変化している。 ○定期予防接種における間違いは、令和２年度１件、令和３年度３件、令和４年度１件発生している。間違い内容は接種間隔間違い、接種量間違い、接種年齢間違いである。令和２年１０月から異なるワクチンの接種間隔が改正されたが、乳幼児期に接種するワクチンが多く、接種方法が複雑になっている。 ○特別の理由による任意予防接種事業（医療行為による定期予防接種の効果が失われた児童等への再接種の費用助成）を令和元年度より開始した。また、長期療養や長期間の里帰り等により広域や指定外で接種を希望する児が増加し、接種方法等について個別の対応が必要なケースが増えている。 ○近年成人の風しんが流行し、令和元年度より風しんの追加的対策が行われている。風しん抗体検査受検率は令和元年度 34.3%、令和２年度 21.8%、令和３年度 17.5%、令和４年度 4.0%で、４年間合計受検率は 48.1%である。風しんの追加的対策は令和３年度が最終年度であったが令和６年度まで期間が延長された。 ○令和４年度からＢＣＧ予防接種が個別接種となった（接種率は令和３年度 98.4%、令和４年度 101.5%）。ＭＲ第２期の接種率は、令和２年度 95.2%、令和３年度 97.4%、令和４年度 95.0%である。	

現在における経過又は課題	○高齢者肺炎球菌予防接種について、接種率や疾病重症度等の視点から、引き続き令和元年度以降５年間の定期接種対象者の経過措置を延長している。 ○新型インフルエンザ等の新興感染症への対応について迅速に対応できるよう、大口町新型インフルエンザ等対策行動計画を基に業務継続計画の修正をし、平時より緊急時の全庁的な体制づくりを進めている。 ○新型コロナウイルス感染症に対し、令和２年度に新型コロナウイルス対応業務継続計画を作成、令和３年２月に新型コロナウイルスワクチン接種推進室が設置された。計画に基づき全庁的に感染予防対策について関係機関と連携して引き続き実施していく必要がある。 ○感染症は、予防接種により発症や重症化を予防する効果があるため、予防接種の重要性が高まっている。帯状疱疹は、水痘に罹患したことがある者なら誰でも発症リスクがある。発症すると発疹とともに神経痛を伴うことが多く、治癒後に帯状疱疹後神経痛の後遺症が残る場合がある。発症予防には予防接種が有効であり、万一、発症した場合には早期治療が重要であることから、こうした情報をホームページで周知している。
令和５年度の目標又は改善策	○定期予防接種については、国からの通知に基づいて被接種者やその保護者あるいは医療機関に的確な情報提供・助言を行う。安全に適切な接種を受けられるよう医師会や近隣市町と連携し、接種体制を整える。 ○問診票や案内通知に接種期間や接種間隔等の情報を分かりやすく記載する。実施要領や通知により接種協力医療機関に必要な事項を十分周知し、予防接種における間違いを減少させ、安全で効果的に予防接種を実施する。 ○風しんの追加的対策の対象者に個別通知し、抗体検査とワクチン接種（風しん第５期）を無料で実施する。 ○健診時に予防接種歴の確認及び接種勧奨を行う。また、予防接種台帳を活用し、既接種者及び未接種者を確認、未接種者へ個別通知による接種勧奨を行い、接種率向上を図る。MR第１期・第２期は国が目標としている接種率９５％以上の維持に努める。 ○新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、帯状疱疹など様々な感染症を予防するため、感染症に対する正しい知識の周知・啓発を行う。 ○新規に帯状疱疹予防ワクチン接種費用助成を行い、発症及び重症化を予防する。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし				
		基本政策	第 1 節	健康				
成果 指標	予防接種の接種率							
H27 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値	R7 目標値	
①麻しん・風しん混合（MR）第 2 期								
95.0%	96.5%	95.2%	97.4%	95.0%	92.5%	97.6%	98.0%	
②BCG								
99.0%	99.6%	99.1%	98.4%	101.5%	100.0%	100.0%	100.0%	
③水痘 2 回								
58.0%	89.4%	101.3%	94.3%	89.0%	91.8%	89.0%	90.0%	
④二種混合（ジフテリア・破傷風）								
90.0%	93.5%	96.6%	95.3%	92.9%	94.3%	98.4%	100.0%	
⑤日本脳炎 2 期								
49.0%	125.8%	91.7%	12.4%	173.5%	89.1%	97.0%	100.0%	
⑥新型コロナウイルス（65 歳以上）								
			89.3%	（オミクロン株） 74.4%	（XBB1.5） 52.4%	55.0	60.0	

■3年間の目標

目標					
項目（単位）	R1 実績	R2 実績	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	予防接種法関係法令及び大口町新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画に基づき継続実施。
R7 年度	予防接種法関係法令及び大口町新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画に基づき継続実施。

■作業工程（当該年度）

作 業 内 容			
月	予防接種事業	月	災害・感染症予防
4	定期予防接種開始（公告・告示・契約）。 予防接種委託契約。 愛知県広域予防接種の開始（契約）。 高齢者肺炎球菌定期予防接種個別通知。 二種混合・日本脳炎２期・子宮頸がん予防接種個別通知。	4	○新型インフルエンザ予防接種等対策行動計画の業務継続計画に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の実行と計画の全庁的な検討・修正。
5	地域保健・健康増進事業報告、予防接種実施状況及び予防接種実施方法についてＲ４年度実施報告Ｒ５年度予定を提出。		
7	インフルエンザ定期予防接種実施準備。		○救急薬品の整備・補充
10	インフルエンザ予防接種個別通知。接種は 10/15～1/31（公告・告示・契約）。 MR２期・二種混合予防接種の未接種者へ接種勧奨。 風しん追加的対策未受検者への受検勧奨（広報、メール配信等）。		
1	次年度個別予防接種の準備（実施要領や予診票の作成）。		
2	次年度個別予防接種の実施に向けての準備。医療機関へ依頼。 MR２期・二種混合予防接種の未接種者へ接種勧奨。 尾北医師会と次年度委託料の協議。		
通年	毎月の個別予防接種委託料支払事務。 高齢者肺炎球菌・インフルエンザ予防接種の免除申請事務。 愛知県広域予防接種・指定外予防接種の連絡調整、支払事務。 広報やＨＰによる予防接種の周知・啓発。 個別相談業務（接種スケジュール・外国人への対応）。 尾北医師会管内及び愛知県広域予防接種に関する調整。 任意予防接種助成事業の申請・支払事務。 ワクチンと緊急時対応物品・薬品の管理（在庫確認と発注）。 薬用保冷庫の管理。		

■目標又は改善策に対する取組内容

○令和５年度は新たに定期接種に子宮頸がんワクチン（９価）の追加、四種混合予防接種の接種開始時期が生後２か月に変更になったため、近隣市町と調整しながら実施要領を作成、医療機関に周知した。対象者には、広報誌やホームページ等で周知した。 ○乳幼児健診時に接種状況を確認し、未接種者へ勧奨を行った。MR第２期および二種混合未接種者、風しんの追加的対策の未受検者には、ハガキによる接種勧奨を行った。 ○令和５年４月から带状疱疹ワクチンの接種費用助成を開始し、広報誌やホームページで周知した。

■評価

○令和５年度の間違い接種は発生しなかった。

○MR第２期は、接種勧奨を二度行ったが、接種率が92.5%に低下した。令和６年１月に国から通知があったワクチン自主回収による一時的な供給不足の影響も考えられる。就学前１年間の接種期間のため、保育園・幼稚園などの協力をえて今後も接種率を上げるための勧奨を行っていく。

○風しん第５期の受検率は2.8%、５年間の合計受検率は49.6%であった。令和６年度が最終年度となるため、対象者を取りまく家族や地域への啓発を行う。

○帯状疱疹の接種費用助成は、50歳以上の申請者に生ワクチン52件、不活化ワクチン１回目383件、２回目339件の延べ774人に助成を行った。申請率は4.18%であった。次年度も引き続き、実施していく。

令和5年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康課	予算科目 款-項-目（事業）	4-1-2（4）
事業名	成人保健事業		

■基礎情報

目的	健康増進法、健康おおぐち21第二次計画等に基づき、健康づくりに関する知識の普及啓発、生活習慣病の早期発見・早期治療の推進、生活習慣改善の支援を行うことにより、生活習慣病の発症及び重症化を予防し、健康寿命の延伸を図る。	
事務内容	・がん検診（胃・肺・大腸・乳・前立腺、子宮頸がん） ・結核検診 ・わかば健康診査 ・肝炎ウイルス検診 ・ヘリコバクターピロリ抗体検査及びペプシノゲン検査 ・骨密度測定	・歯周病予防健康診査 ・後期高齢者歯科口腔健診 ・健康教育（病態別健康教育・一般健康教育） ・健康相談（総合健康相談・歯周疾患健康相談・骨粗鬆症健康相談） ・糖尿病等重症化予防事業（糖尿病、高血圧） ・がん患者医療用補整具購入費補助事業
現在における経過又は課題	○がんの早期発見・早期治療を重点目標とし、がん予防の啓発に取り組んでいる。平成30年度に効果的な受診勧奨について検証したところ、勧奨後の受診率増加が最も大きかったのは過去に受診歴がある者であった。また、無料クーポン券により受診の動機付けが図られる一方で、翌年度以降の継続受診にはつながっていない実態がある。これらのことから過去2年間に受診歴がある者に個別通知による受診勧奨をおこなっている。 ○特定健診受診者のうち有所見率は、「高血圧（収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上）」33.9%、「高血糖（HbA1c6.5%以上）」12.3%、「高脂質（LDLコレステロール140mg/dL以上または中性脂肪300mg/dL以上）」28.8%と高い。健診質問票の回答では、「1日1時間以上の運動習慣なし」54.3%、「咀嚼・ほとんど噛めない」1.6%、「生活習慣改善を6か月以上継続して取り組んでいる」14.6%が注視する項目となっている。これらのことから、生活習慣を改善する必要がある者が多いが、生活習慣を改善している者や生活習慣改善を継続している者が少ないと言える。 ○若い世代からの生活習慣病予防対策として実施しているわかば健診は、受診しやすい体制づくりをめざし令和2年度より医療機関委託とした。若い世代からの健診受診習慣を定着させるため、30歳の男女に対して個別通知によるがん検診及びわかば健診の受診勧奨、歯周病予防健診の無料クーポン券の発行をおこなうとともに、あんしん・安全メール、SNS等を活用し周知を実施した。受診者は微減したが、受診期間の延長等受診しやすい体制づくりの検討を継続して行う。 （受診者数 R2：36人、R3：75人、R4：57人）	

現在における経過又は課題	○歯周病予防健診及び後期高齢者歯科口腔健診について、広報誌やあんしん・安全メール、SNS等を活用し周知した。令和3年度より歯周病予防健診の自己負担金500円を徴収開始し、20歳から70歳の10歳刻みの節目年齢に無料クーポンを発行し受診勧奨を行った。歯周病予防健診受診の動機づけを図るため、節目年齢への個別通知による受診勧奨を継続した。 ○高齢者の口腔機能の維持向上のため、令和元年7月から後期高齢者歯科口腔健診を開始した。口腔機能が低下した者を対象とした口腔機能改善教室を実施し、いつまでもおいしく食べられる口腔を保てるよう、オーラルフレイル予防の啓発をおこなっている。後期高齢者歯科口腔健診の受診率、教室参加率、教室継続率が低いという課題がある。
令和5年度の目標又は改善策	○がん予防・早期発見の推進のため、がん予防のための生活習慣及び検診の重要性について、広報誌やあんしん・安全メール、SNS等を用いて啓発を行う。また、がん罹患した方やご家族が安心して生活を送れるための情報（あいがんサポートブック等）やサービスをホームページや広報誌にて周知を継続していく。 ○がん検診受診の動機づけを図るため、節目年齢への個別通知による受診勧奨を継続する。また、がん検診の継続受診を促すため、過去2年間に受診歴がある者には個別通知による受診勧奨をおこなう。がん検診の受診率向上のみでなく、有効性の確立した検診を行うことが重要であり精度管理体制の整備をしていく。 ○脳卒中、心臓病、慢性腎不全の有病率が高く、高血圧や高血糖などの生活習慣が影響していると考えられるため、引き続き、循環器疾患及び糖尿病重症化予防については、「愛知県循環器対策推進計画」及び「大口町糖尿病等重症化予防事業実施の手引き」に基づき、戸籍保険課と連携し対象者の生活習慣改善指導及び受診勧奨を行い、生活習慣改善を継続できるような取り組みを検討していく。 ○わかば健診について受診期間を2か月から3か月に延長したものの、新型コロナウイルス感染症拡大影響も考えられるが、令和4年度受診者数57名と微減した。引き続きあんしん・安全メール、SNS等を活用し、十分な周知を行うとともに、受診期間の延長等受診しやすい体制を継続して整備していく。 ○歯周病予防健診及び後期高齢者歯科口腔健診について、受診率の向上のため、関係機関と連携、広報無線、あんしん・安全メール、SNS等を活用し、定期的に周知、啓発する。歯周病予防健診受診の動機づけを図るため、節目年齢への個別通知による受診勧奨を行う。歯周病予防健診受診者で要精密検査または要治療の者に対し、受診勧奨を行い、かかりつけ歯科医を持つことに繋げていく。 ○後期高齢者健康診査の質問票や高齢者の基本チェックリストを活用すること、地域包括支援センターと連携することで、口腔機能が低下している高齢者を教室参加につなげ、口腔機能の維持改善を図り、フレイルを予防する。教室参加率、教室継続率が低いという課題の改善を目指し、啓発方法や体制を見直し、整備していく。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし				
		基本政策	第 1 節	健康				
成果 指標	各種がん検診受診者数							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値	R7 目標値	
①胃がん								
905 人	746 人	471 人	856 人	730 人	686 人	950 人	1,000 人	
②肺がん								
1,425 人	1,357 人	1,357 人	1,344 人	1,300 人	1,185 人	1,500 人	1,500 人	
③大腸がん								
1,257 人	1,174 人	1,135 人	1,174 人	1,151 人	1,125 人	1,300 人	1,300 人	
④子宮頸がん								
661 人	623 人	564 人	595 人	567 人	557 人	850 人	900 人	
⑤乳がん								
637 人	733 人	556 人	609 人	644 人	629 人	850 人	900 人	
⑥前立腺がん								
172 人	173 人	116 人	177 人	192 人	191 人	210 人	220 人	

■3年間の目標

目 標						
項 目（単位）		R2 実績	R3 目標	R4 目標	R5 目標	R6 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	各種検診の受診と生活習慣病予防の啓発
R7 年度	各種検診の受診と生活習慣病予防の啓発

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	がん検診等の委託契約 一般健康教育・健康相談 がん検診無料クーポン券の送付（歯周病予防健診無料クーポン券）
5	地域保健・健康増進事業報告、がん検診結果報告及び歯周疾患検診実施状況報告
6	個別がん検診（6月～令和6年1月） 集団がん検診（6月～9月） わかば健診（6月～9月） 歯周病予防健康診査、後期高齢者歯科口腔健康診査（6月～令和6年3月）
7	肝炎ウイルス検診、ヘリコバクターピロリ抗体及びペプシノゲン検査（7月～10月） がん予防啓発
10	がん検診受診勧奨（R3またはR4の受診者でR5未受診者へ個別通知）
11	糖尿病等重症化予防事業（10月～令和6年3月）
12	がん検診精密検査未受診者の受診勧奨（令和5年6月～9月受診分）
1	歯周病予防健診受診勧奨（30・40・60・70歳の歯周病健診未受診者へ個別通知）

■目標又は改善策に対する取組内容

○がん予防について、健康まつり時及び健康文化センターロビーにおける掲示、普及月間に合わせた広報誌による周知啓発を行った。また、がんに関心した方やご家族が安心して生活を送れるよう、あいちがんサポートブック等の情報やサービスをホームページや広報誌に掲載、更新したり、窓口にリーフレットを設置したりと、正しい情報の発信をおこなった。がん検診受診の動機付けを図るため、節目年齢への個別通知による受診勧奨及び無料クーポン券を送付した。がん検診の継続受診を促すため、過去2年間に受診歴がある者には個別通知による受診勧奨を行った。

○がん検診受診の動機づけ及びブレスト・アウェアネス（乳房を意識する生活習慣）の啓発のため、40歳女性のがん検診等無料クーポン券配布時にセルフチェッカーを同封した。

○がん患者の経済的負担を軽減するため、がん治療による外見変貌を補完する医療用補整具の購入費用の補助事業「がん患者アピアランスケア支援事業」について、ホームページやチラシ等で情報発信をおこなった。

○若年がん患者の方が住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活が送れるよう、在宅療養の費用の補助事業「若年がん患者在宅療養支援事業」を開始した。

○生活習慣病の重症化を防ぐため、令和5年度特定健康診査結果、①HbA1c値が5.6%以上かつeGFR45～60の範囲内に該当する方、②収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg、かつeGFR45～60の範囲内に該当する方を対象に慢性腎臓病予防講座を実施した。第1回は腎臓内科医が病態および疾患の予防について、第2回は保健師と管理栄養士が具体的な生活習慣についての内容で行った。

○わかば健診について、受診しやすい体制整備のため、受診期間を3か月間から4か月間へ延長した。受診者数増加を図るため30歳の歯周病予防健診無料クーポン券発送時にわかば健診勧奨通知を同封するとともに、SNS等を活用してこまめな周知・啓発を行った。

○歯周病予防健診受診の動機付けを図るため、節目年齢へ無料クーポン券及び受診勧奨ハガキを送付した。受診率の向上のため、広報無線、あんしん・安全メール、SNS等を活用し、周知・啓発した。

○介護保険証送付時に歯周病予防健診の受診案内チラシを、後期高齢者医療制度保険者証送付時に後期高齢者歯科口腔健診の受診案内チラシを同封し啓発した。

■評価

○がん検診受診者数は、昨年度と比較するとほぼ横ばいとなった。乳がん・子宮がん検診の受診者において、他のがん検診と比較して、無料クーポン券利用者率が高い傾向があり、無料クーポン券対象者における受診勧奨に効果が高いと考えられる。

○「がん患者アピアランスケア支援事業」の申請者数は 9 名で、その内訳は、医療用ウィッグ 8 名、乳房補正具 1 名であった。その他、相談者は 2 名であった。

○「若年がん患者在宅療養支援事業」の申請者数は 0 名であった。

○慢性腎臓病予防講座（2 回コース）参加者に行った第 1 回事後アンケート結果より、すでに健康づくりに取り組んでいる方がほとんどで、健康意識の高い方が多い傾向にあった。専門医の講義の後の生活改善の提案により、第 2 回事後アンケートからは生活に取り入れることができそうですかの問いに全員が「はい」と回答し、参加者にとって生活習慣について見直すきっかけとなった。

○若い世代からの生活習慣病予防対策として実施しているわかば健康診査について、受診期間を延長したものの、受診者数は 60 名で昨年度（57 名）と微増であった。健診結果について、男性は腹囲、HbA1c 高値の順で、女性は HbA1c 高値、やせ、貧血の順で所見ありだった。今後も SNS 等を活用しこまめな周知・啓発、受診しやすい体制を継続して整備していく。

○歯周病予防健診の受診者数は 160 人で、令和 4 年度の 170 人より減少した。受診者の異常なしの割合は、6.2%、要指導の割合は、26.9%、要精密検査の割合は、66.9%であった。年間受診者数の推移をみると受診勧奨ハガキ送付後とラインや無線での周知後、受診者数が増加しているため、受診勧奨の効果があったと考えられる。自己負担金を徴収しているため、令和 6 年度は無料クーポン券対象者への啓発をより強化する。

○後期高齢者歯科口腔健診の受診者数は 30 人で、令和 4 年度の 44 人より減少した。受診者のうち異常なしの割合は、43.3%、要指導の割合は、30%、要精密検査の割合は、26.7%であった。令和 6 年度はこまめに周知したい。

令和5年度 事業別行政経営計画書

所属名	新型コロナウイルスワクチン接種推進室（健康課）	予算科目 款-項-目（事業）	4－1－2（5）
事業名	新型コロナウイルスワクチン接種推進事業		

■基礎情報

目的	新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る。	
事務内容	・ 新型コロナウイルスワクチン接種の実施（集団接種、個別接種） ・ 接種に関連した事務（接種券発行、予約受付、委託料支払い、接種実績管理等） ・ 本町実施分以外の接種会場の確保。（大規模接種、職域接種等）	・ 新型コロナウイルスワクチン接種証明書発行事務 ・ ワクチン管理 ・ システム管理

現在における経過又は課題	<現在における経過> ・令和3年2月16日付け厚生労働省発健 0216 第1号の国からの指示により同事業開始。本事業の実施期間は、令和3年2月17日から令和4年2月28日。 ・令和3年11月16日付け厚生労働省発健 1116 第5号にて前述の指示の一部改正があり、実施期間が令和4年9月30日まで延長。 ・令和4年9月16日付け厚生労働省発健 0916 第8号にて前述の指示の一部改正があり、実施期間が令和5年3月31日まで延長。 ・令和5年3月8日付け厚生労働省発健 0308 第15号にて前述の指示の一部改正があり、実施期間が令和6年3月31日まで延長。 R3 2 /1 新型コロナウイルスワクチン接種推進室設置 4 /5 コールセンター設置 4/15 接種券発送開始 4/10 集団接種模擬訓練実施 4/20 予約受付開始 5/10 集団接種開始 6/ 7 個別接種開始 7/22 大規模接種（大口町杵）開始 7/26 接種証明書発行開始 9月、10月 江南厚生病院職域接種実施（4日間） 9月、10月 大口町工業クラブ職域接種実施（4日間） 12/1 追加接種（3回目接種）開始 R4 3/1 小児（5～11歳）接種開始 6/27 追加接種（4回目接種）開始 9/6 小児（5～11歳）努力義務化及び追加接種開始 9/28 オミクロン株対応2価ワクチン接種開始 10/24 乳幼児（生後6か月～4歳）接種開始 10/25 追加接種（5回目）開始 R5 5/8 令和5年春開始接種開始 9/20 令和5年秋開始接種開始 R6 3/31 特例臨時接種終了 <課題> 国の事業方針の公表が遅いため、準備に時間がかけられず計画が立てにくい。住民の接種ニーズも読みづらく、計画の変更による予算等の過不足が発生しがち。
令和5年度の目標又は改善策	新型コロナウイルスワクチン接種事業（臨時接種）が、令和6年3月31日まで延長となり、大きく分けてを実施することとなった。2回の接種それぞれ、接種対象者、使用するワクチン、国の補助事業の内容等、いくつかの変更が生じる見込みであることから、これまでと同様に様々な媒体からの情報収集を行い、迅速かつ的確な事業推進を行う。予算執行にあたっては、過不足が発生しないよう定期的な執行状況の確認と、状況に応じて補正を行う。 また、令和6年度以降は定期接種となる見込みであるため、国や県の動向に注視し、準備を進める。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし				
		基本政策	第 1 節	健康				
成果 指標								
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
－	－	－	－	－	－	－	－	

■3年間の目標

目 標						
項 目（単位）		R2 実績	R3 目標	R4 目標	R5 目標	R6 目標
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	
R6 年度	

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容

■目標又は改善策に対する取組内容

○令和３年度からの３年間、特例臨時接種として行ってきた。令和５年度は町内医療機関の協力を得て個別接種のみで実施し、予約状況を SNS で配信するなど接種率の向上に努めてきた。

○国からの「令和５年春開始接種」と「令和５年秋開始接種」の公表が接種開始間際のため、接種券の準備や発送など体制の変更を求められる事態が多く、また、使用するワクチンの種類が接種期間中に増え、迅速にかつ安全に接種を遂行するための接種体制の構築が求められた。その他、効率的かつ効果的にすすめるために予約システムを改修し、予約枠の設定を変更したり、ワクチンの配送体制を変更するなど対応に追われた。

○特例臨時接種は令和５年度末で終了するため、予算執行や備品の処理等の対応に追われた。

■評価

○特例臨時接種として、令和３年度から３年間、町内医療機関の協力を得て集団接種及び個別接種を行ってきた。積極的に接種勧奨を行った 65 歳以上の接種率は、令和５年春開始接種で接種率は、50.4%、令和５年秋開始接種の接種率は 52.4%であった。

○接種券の発送及びワクチン接種予約については、ワクチンの供給状況に合わせて段階的に接種券を送付し、予約はコールセンターでの対応と LINE からの予約により、予約状況に大きな混乱はなく、希望する方が接種を受けられる体制が構築できた。

○R6 年度からは B 類定期接種となるため、接種委託料や自己負担金の調整を尾北医師会や近隣市町と行い、スムーズに対象者が接種を受けられるよう準備をしていく必要がある。